

父母及び祖父母を扶養申請する場合に必要な添付書類（送付票）
(手当申請と地共済への申請を同時に行う場合、地共済への提出書類は省略可)

提出書類の□にチェック☑し、申請者情報を記入の上、提出書類とあわせて総務サービス課へお送りください。
(注1)60歳未満の父母等及び配偶者の父母等に係る扶養手当は給与条例上支給対象外、手当と共にでは収入等の要件が大きく異なるので注意してください。

(注2)年金受給開始等、収入状況に変更があった場合は、取消申請が必要となるときがありますので、必ず総務サービス課へ御相談ください。

提出書類（必須）	様式
□ ① 扶養に関する申立書（指定様式）	申立書
□ ② 3ヶ月以内に発行の住民票の写し（世帯全員・続柄記載・個人番号省略）	
□ ③ 戸籍謄本（改製原戸籍含む） ※被扶養者の婚姻時から現在に至るまで途切れなく確認できるものが必要	
□ ④ 市町村長が発行する被扶養者の令和7年度所得(課税)証明書（取得できる最新分） ※収入が0円の場合、「0円」と記載されたものを提出 ※手当申請：父母の一方を扶養する場合も父母両方の証明書が必要	
□ ⑤ 扶養協議書（指定様式） ※兄弟姉妹等扶養義務者全員の記載が必要	扶養協議書
□ ⑥ 扶養手当等非支給証明書（参考様式）[兄弟姉妹等扶養義務者全員分] ※扶養義務者が家族の被扶養者の場合や、自営業の場合等で、扶養手当等を受けていないときは、扶養義務者の以下の書類のいずれかを提出 ・資格確認書の写し ・マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報(1ヶ月以内に取得したものに限る。) «参考(操作方法)»: https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623	非支給証明書
□ ⑦ 健康保険資格喪失証明書 ※国民健康保険に加入している場合は以下のいずれかを提出 ・資格確認書の写し ・マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報(1ヶ月以内に取得したものに限る。) «参考(操作方法)»: https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623	
□ ⑧ 個人番号報告書 ※資格確認書の交付申請の有無を確認するもの。個人番号の登録は別途SSCにて行うこと。 ※手当申請のみの場合には添付不要	個人番号 報告書

以下に該当する場合は、上記に加えて下記書類の提出が必要です。必ずご確認ください。

<該当する方のみ>	様式
□ ⑨ アルバイト、パート等の給与収入がある場合は、雇用条件の記載がある雇用契約書 等 ※雇用契約書等で収入金額が確認できない場合は、直近3か月の給与明細の写し 等 ※手当申請：父母の一方を扶養する場合も父母両方の確認書類が必要	
□ ⑩ 年金収入がある場合は、直近の年金額改定通知書、年金証書 等 ※手当申請：父母の一方を扶養する場合も父母両方の確認書類が必要	
□ ⑪ ⑨⑩以外の収入がある場合は、収入の内容が確認できる書類 等	
□ ⑫ 雇用保険受給待機期間中/受給中（日額限度額未満）/1年内に受給終了又は放棄した場合は 雇用保険受給資格者証（第1面～第4面） ※「雇用保険待機中」の場合、雇用保険受給資格者証が発行されるまでの間、 離職票1・2で一時的に代替可 ※「雇用保険受給終了」の場合、受給終了日が確認できるもの ※「雇用保険放棄」の場合、離職票1・2	

★上記の他、状況に応じて、確認のため追加書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

申請者情報	申請の有・無に○を記入	扶養手当申請（有・無）	地共済申請（有・無）
	電子申請日	年　月　日	年　月　日
	所属		職員番号
	氏名		連絡先(内線)